

令和7年1月17日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市特別職報酬等審議会

会長 市 川 敏 彦

海老名市特別職の職員の報酬等について（答申）

令和6年12月23日付けで諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1 投票立会人及び期日前投票立会人の報酬額について

投票立会人及び期日前投票立会人の報酬について、以下のとおり半日額の報酬を設定することは妥当である。

（１） 投票立会人

日額 15,100円

半日額 7,600円

（２） 期日前投票立会人

日額 13,300円

半日額 6,700円

2 上記答申についての審議経過は、別記のとおりである。

《別記》

【審議経過】

当審議会は、特別職の職員の報酬等について市長から諮問を受け、令和6年12月23日に会議を開催した。

会議においては、各委員それぞれが厳正かつ公平な立場で発言し慎重に審議、結果を集約し答申書を取りまとめたものである。

以下、諮問事案の審議経過について概要を記すこととする。

1 投票立会人及び期日前投票立会人の報酬額について

投票立会人及び期日前投票立会人（以下「立会人等」という。）の報酬額は、条例に日額が定められており、諮問書では、当該日額のほか、不測の事態により途中交代が必要となった場合等に対応するため、半日額の報酬を設定したいという内容であった。

選挙管理委員会では、立会人等を主に明るい選挙推進協議会委員から選任しており、当該協議会委員から、最長で午前7時から午後8時までの計13時間となる投票時間に係る従事時間の短縮の要望を受けている。

一方で、原則1名で従事する投票管理者及び期日前投票管理者も立会人等と同じ従事時間であり、また、投票時間は公職選挙法に定められているものであることから、立会人等の従事時間についても原則1日とし、立会人等への半日額の報酬の設定は、不測の事態により途中交代が必要となった場合等に備えるためのものと思料する。

よって、本件に関する諮問内容は、妥当であると判断するに至った。

以上